

# 宮城県の知的財産活用推進の取組

宮城県経済商工観光部新産業振興課

## 1. みやぎ知的財産活用推進方策

宮城県では、県の知的財産の創造・保護・活用を総合的に推進するため、平成18年3月に知事を本部長とする「宮城県知的財産活用推進本部」を設置し、第1回本部会議において、「みやぎ知的財産活用推進方策」を決定しました。この方策は、「県内中小企業や生産者の皆様が、知的財産の重要性を認識し活用することにより競争力を強化し経営の持続的発展を図っていただくこと」を目標とし、その目標達成のために次の5つの柱を定めています。

- 知的財産についての理解向上に努める。
- 知的財産の創造に向けた多様な支援を展開する。
- 知的財産が適切に保護されるようきめ細かな支援を行う。
- 知的財産の活用を促進し新たな利益創出を図る。
- 県の試験研究機関における知的財産の創造・保護・活用を促進する。

## 2. 方策決定後の取組内容

方策決定から現在までの県の特徴的な取組内容を紹介します。

### (1) 推進体制

方策を積極的に推進するために、平成18年4月、担当課に知的財産担当職員が1名配置されました。

同年6月には、県内の知的財産支援機関の連携により県内企業に対する知的財産支援を効果的に行うため「宮城県知的財産支援機関情報交換会」を開催し、平成19年度からは「宮城県知的財産支援機関連絡会議」（現在19機関）に格上げするとともに、メーリングリスト等で情報共有を図っています。この連絡会議の成果としては、人的ネットワークの構築、相談案件のつなぎ、セミナー等の重複回避等に加え、東北経済産業局特許室と共同制作した「東北の知的財産支援ガイド

（宮城県版）」や、県内の知的財産支援機関の役割をA4判1枚で簡単に示した「知的財産支援機関マップ」の発行等も挙げられます。

### (2) 知的財産についての理解向上のための取組

平成18年6月に、知的財産の活用により県内の産業振興を図るため日本弁理士会と協定を締結し、年度内にセミナー・演習を7回開催しました。また、宮城県知的所有権センターのアドバイザーによるセミナー・講習会等も50回以上開催しました。

### (3) 知的財産の創造に向けた取組

「KCみやぎ」という技術相談のワンストップ窓口が設置されており、県の公設試験研究機関と県内外12の大学・高専等が一体となって技術相談・機器装置の利用に対応しています。また、研究開発・商品開発を促進するために県の独自の支援も行っています。

さらに、平成19年4月から非常勤の知財・産学連携コーディネーターが、企業活動を支援しています。

### (4) 知的財産が的確に保護されるための取組

宮城県知的所有権センターのアドバイザーが相談に応じるほか、「宮城県知的財産支援機関連絡会議」（19機関）のネットワークを活用して相談に応じています。

### (5) 知的財産を活用した新たな利益の創出に向けた取組

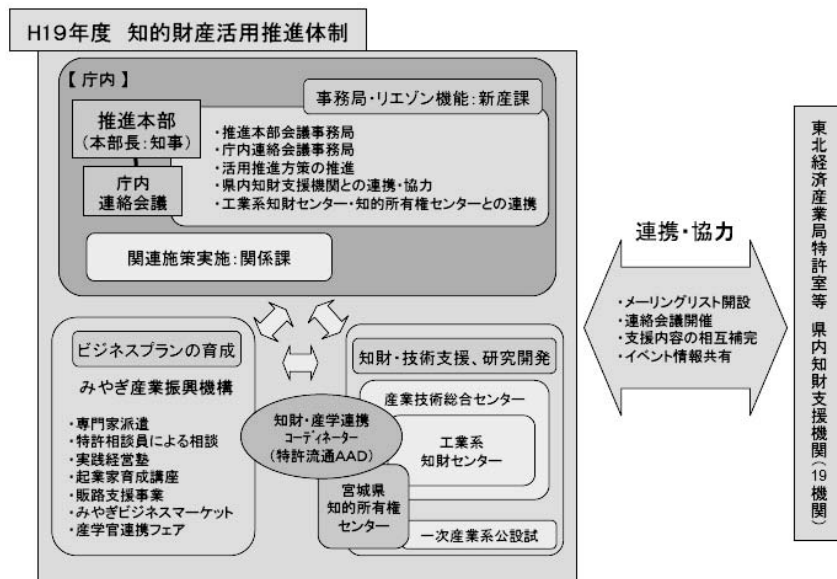
県内の特許技術を有効活用するため、平成19年2月に（独）工業所有権情報・研修館の協力を得て「みやぎ特許ビジネス市」を開催しました。地方公共団体としては全国初の試みでしたが、発表者及び参加者ともに好評でしたので、今後も継続開催する予定です。

### (6) 県の試験研究機関における知的財産の創造・保護・活用の取組

県有特許等をホームページ上で公開するとともに、保有特許を分かりやすくまとめた「みやぎ県有特許シリーズ集」を作成・発行しました。

### (7) 情報発信

このような県の取組について情報発信し、皆様に御



活用いただくために、平成 18 年 9 月に知的財産支援のホームページを立ち上げ、随時拡充しています。

### 3. 今後の課題とその対応方針

方策決定から 1 年半しか経っておらず、取組はまだ十分とはいえませんが、今までの活動の中で今後の課題と感じていること、そしてその対応方針を記載します。

#### (1) 知的財産についての理解向上

平成 17 年 10 月に県内企業を対象に行ったアンケート調査によると、回答企業 300 社のうち、知的財産に関する専門組織や専任の担当者ありと回答した企業は 7% にすぎませんでしたが、一方で 65% の企業は知的財産に関心があり、66% の企業は経営戦略上の重要性の認識もあるという状況でした。また、31% の企業は知的財産に関する研修やセミナーを特に必要な支援として挙げており、セミナー・研修に対するニーズは高いといえます。

しかし、実際にセミナー・研修等を開催しても、参加人数が少ないことも多くありました。そのため、今後は、企業への出前講座、土日の開催、対象を明確にしたセミナー・研修等の開催、企業が集まるイベントに合わせた開催等工夫していく予定です。

また、農林水産業系の知的財産に関しては、セミナー・研修等も少なく、今後力を入れていかなければならないと感じています。

#### (2) 県内の学術研究機関・支援機関の活用

同じアンケート調査によると回答企業のうち 72% は「研究開発部門がない」、80% は「産学連携の経験

がない」、78% は「産業技術総合センター（県の公設試）の活用経験がない」という状況でしたが、一方で特許出願経験のある企業では 53% は「産学連携の経験がある」、55% は「産業技術総合センターの活用経験がある」という回答でした。

県内には、多くの学術研究機関や支援機関があり、これらの機関をうまく活用し自社に不足しているリソースを補っている企業もあることから、今後も周知活動、コーディネーター等の活用、ネットワークの活用、ガイドやマップ等の活用等を継続的に行っていく予定です。

#### (3) 技術支援・経営支援等と組み合わせた知的財産支援

企業の経営戦略・研究開発戦略等の企業活動と切り離れた知的財産では意味がないため、支援側も経営支援・技術支援等と知的財産支援を絡めて支援することが有効です。

しかし、パッケージでの支援体制が不十分であることから、今後は知財支援側と技術支援側・経営支援側との連携強化、人材育成等に力を入れていく必要があると考えています。

#### お問い合わせ先

宮城県経済商工観光部新産業振興課  
新産業支援班

TEL : 022-211-2722 FAX : 022-211-2729

E-mail : Shinsan@pref.miyagi.jp

【宮城県の知的財産支援のページ】

URL : <http://www.pref.miyagi.jp/shinsan/shinsangyo/chizai/chizai-home.html>